

## 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

## 1 子ども・子育て支援新制度に係る計画

- 子ども・子育て支援法(平成24年8月公布)の規定により、国の基本指針に即してすべての都道府県及び市町村は、5年を1期として定める子ども・子育て支援の円滑な実施に関する計画の策定が義務付けられた。
- 市町村は、子育て中の家庭の状況やニーズを調査した上で、教育、保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」(利用状況+利用希望)と「確保方策」(確保する内容+実施時期)に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定する。
- 都道府県は、給付・支援事業の実施主体である市町村を支援するため、広域性と専門性を有する立場から、市町村ニーズ調査や市町村計画をふまえ、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定する。

## 2 次期「岡山いきいき子どもプラン」との関係

- 平成26年度を最終計画年度とする「岡山いきいき子どもプラン2010」については、27年度からの新たな計画を策定する必要があるが、「いきいき子どもプラン」は子育て期だけでなく、結婚、妊娠・出産等を含むライフステージに応じた計画であり、子ども・子育て支援事業支援計画の内容を包括するものである。
- 子ども・子育て支援事業支援計画も平成27年4月を始期とすることが予定されており、次期いきいき子どもプラン(計画期間(予定):平成27~31年度)と計画期間が同じであることから、両計画を一体とした形で策定する予定である。

## 3 今後のスケジュール

- 今年度は、県民意識調査を実施するとともに、市町村ニーズ調査のとりまとめを行いながら、把握した県民の子育てに関する意識や子育て支援に関するニーズなどを分析し、計画策定のための準備を進める。
- 26年度は、市町村と調整を行い、子ども・子育て会議で意見を伺いながら、県としての計画策定作業を進めるとともに、パブリックコメントなどを通じて、幅広く県民の意見も聴き、計画を作成する。

# 1. 市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

## 市町村

○ 市町村は、国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定。本計画をもとに、給付・事業を実施。

・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定及び記載事項を法定

【市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項】：5年ごとに計画を策定

(必須記載事項)

- 圏域の設定
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
  - ・ 幼児期の学校教育の需要
  - ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要
  - ・ 放課後児童クラブの需要
  - ・ 保育の需要
  - ・ 延長保育、病児・病後児保育の需要
  - ・ 妊婦健診の需要
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - ・ 認定こども園等
  - ・ 地域型保育
  - ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
  - ・ 延長保育事業、病児・病後児保育事業
  - ・ 放課後児童クラブ
  - ・ 妊婦健診
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策  
※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

(任意記載事項)

- 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

○ 計画策定に当たり、子育て当事者等の関係当事者が参画・関与できる仕組み

※地方版子ども・子育て会議の設置は努力義務

## 都道府県

○ 広域自治体として、国の基本指針を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。また、新制度の給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。

※「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村を支援

・「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定及び記載事項を法定

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項】：5年ごとに計画を策定

(必須記載事項)

- 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策  
※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。
- 市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- 人材の確保・資質向上

(任意記載事項)

- 市町村の業務に関する広域調整
- 特定施設・事業者に係る情報の開示
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

○ 計画策定に当たり、子育て当事者等の関係当事者が参画・関与できる仕組み

※地方版子ども・子育て会議の設置は努力義務

## 県子ども・子育て支援事業支援計画記載内容等

県子ども・子育て支援事業支援計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての計画

- ◆ 県は、広域性と専門性を有する立場から、実施主体たる市町村を支援
- ◆ 県計画は、市町村が作成する「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて作成

### 主な記載事項

#### ■ 区域の設定

「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定

#### ■ 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 基本的に市町村計画の積み上げ
  - 各市町村で需給の均衡を図り、場合によっては市町村間で調整
- ※市町村で調整がつかない場合は県で広域調整

#### ■ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 幼保連携型認定こども園の設置数、設置時期、普及に係る考え方
- 教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策
- 保幼小連携の取組の推進

#### ■ 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

- 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保・質の向上のために講ずる研修等の具体的方策
- 国が講じる保育教諭の促進に係る方策(幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進)、潜在保育士の活用方策

#### ■ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

- 児童虐待防止対策の充実
- 社会的養護体制の充実
- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 障害児施策の充実等

#### ■ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(任意記載事項)

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備に係る各都道府県の実情に応じた施策

子ども・子育て支援新制度に係るスケジュール（事業計画等）

年月	国	県	市町村
H25.4月	子ども・子育て会議設置		子ども・子育て会議設置
5月			
6月			
7月			
8月	基本指針案、ニーズ調査票イメージを提示	市町村説明会開催 市町村へのアドバイス・協議	ニーズ調査実施・取りまとめ
9月		子ども・子育て会議設置条例制定 市町村進捗状況調査	電子システムの構築
10月			
11月	電子システムに係るインターフェース仕様を提示	市町村進捗状況調査	
12月	草の根勉強会の開催		
H26.1月	ニーズ調査結果の集計方法等の作業手引き通知	県民意識調査の実施	
2月		第1回子ども・子育て会議 (県の状況、制度の概要、今後の進め方等)	ニーズ調査結果の集計・分析
3月	認可・運営基準、支給認定基準の公表	県民意識調査の取りまとめ	
4月	公定価格（各種給付基準）の骨格公表	第2回子ども・子育て会議 (県民意識調査結果報告、県計画骨子案) 市町村ニーズ調査の取りまとめ	計画に定める「確保方策」の検討・報告
5月			
6月			認可・運営基準条例、支給認定基準条例制定 計画に定める「確保方策」の中間報告
7月		第3回子ども・子育て会議 (県計画素案)	
8月			
9月		認定こども園認可基準条例策定 認定子ども園に関する合議体の設置 市町村計画案取りまとめ	市町村計画案策定
10月		第4回子ども・子育て会議 (県計画案) 県計画案策定 各種施設の認可・認定開始	・市町村計画案パブコメ・議会手続き ・給付対象施設事業者の確認 ・保育の必要性の認定
11月			・費用、利用者負担等の確定 (条例制定等)
12月		県計画パブコメの実施	・地域子ども・子育て支援事業実施準備
H27.1月			
2月		第5回子ども・子育て会議 (県計画最終案)	
3月		県計画を内閣総理大臣へ提出	市町村計画を県知事に報告
4月	子ども・子育て支援関連3法本格施行、新計画スタート		

## 地方版子ども・子育て会議設置状況

平成25年11月1日時点

自治体名	設置のための措置済み		今後対応予定		既存の会議等を活用する 場合は、その会議等名	会議体を 置かない
	条例を根拠 として設置	その他を根拠 として設置	条例を根拠 として設置	その他を根拠 として設置		
岡山県	1					
岡山市	1					
倉敷市	1					
津山市	1					
玉野市				1	玉野市幼保一体化等懇談会	
笠岡市	1					
井原市	1					
総社市	1					
高梁市	1					
新見市				1		
備前市	1					
瀬戸内市	1					
赤磐市				1	赤磐市次世代育成支援対策 地域協議会	
真庭市				1		
美作市			1			
浅口市	1					
和気町		1			和気町次世代育成支援対策 会議	
早島町	1					
里庄町			1			
矢掛町	1					
新庄村				1		
鏡野町	1					
勝央町						1 車座会議等を活用
奈義町				1	奈義チャイルドホーム運営協 議会	
西粟倉村			1			
久米南町		1			久米南町子育て支援ネットワー ク・要保護児童対策地域協議会	
美咲町			1			
吉備中央町				1		
計	14	2	4	7		1